

定 款

目次

- 第1章 総則（第1条 - 第4条）
- 第2章 会員（第5条 - 第11条）
- 第3章 総会（第12条 - 第22条）
- 第4章 役員及び顧問（第23条 - 第30条）
- 第5章 理事会（第31条 - 第39条）
- 第6章 地域少年警察ボランティア連絡協議会（第40条・第41条）
- 第7章 委員会（第42条）
- 第8章 事務局（第43条）
- 第9章 資産及び会計（第44条 - 第54条）
- 第10章 定款の変更及び解散（第55条 - 第58条）
- 第11章 情報公開等（第59条 - 第61条）
- 第12章 細則（第62条）
- 附則

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、公益社団法人全国少年警察ボランティア協会と称する。

（事務所）

第2条 本会の主たる事務所は、東京都千代田区に置く。

（目的）

第3条 本会は、少年補導員、少年警察協助力員、少年指導委員その他の少年の非行防止又は健全育成のための活動を行う者（以下「少年警察ボランティア」という。）の支援等を行うとともに、少年警察ボランティアにより組織される団体（以下「少年警察ボランティア団体」という。）の相互の連携を図るほか、少年の非行防止又は健全育成のための補導活動、広報啓発活動、調査研究等を行い、もって少年の非行防止及び健全育成に寄与することを目的とする。

（事業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- （1）少年警察ボランティアに対する研修
- （2）少年警察ボランティア、少年警察ボランティア団体等に対する表彰
- （3）少年警察ボランティア団体等との連絡
- （4）少年の社会参加活動及びスポーツ活動の促進
- （5）インターネットの利用による少年の非行防止及び健全育成に有害な環境の浄化、少年に対する補導並びに相談活動
- （6）少年の非行防止及び健全育成に関する広報啓発活動
- （7）少年の非行防止及び健全育成に関する書籍等の出版
- （8）少年の非行防止及び健全育成に関する調査研究
- （9）関係機関、団体等が行う少年の非行防止及び健全育成のための活動に対する協力

- (10) その他本会の目的を達成するために必要な事業
2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第2章 会員

(種別)

第5条 本会の会員は、次に掲げる2種類とする。

- (1) 正会員 都道府県の区域ごとに組織された少年警察ボランティア団体で、本会の目的に賛同して、次条の規定により入会したものの。
(2) 賛助会員 本会の事業を賛助する個人又は団体で、次条の規定により本会に入会したものの。
2 前項の会員のうち、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「一般社団・財団法人法」という。)上の社員とする。

(入会)

第6条 本会の会員となろうとする者は、理事会において別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

- 2 前項の入会申込書の提出があったときは、総会において別に定める基準により、理事会においてその諾否を決定し、これを申込者に通知するものとする。

(会費)

第7条 会員は、総会において別に定めるところにより、会費を納めなければならない。

- 2 本会の運営上特に必要がある場合においては、総会の決議を経て、会員から臨時会費を徴収することができる。

(退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出し、任意に退会することができる。

- 2 会員は、退会しようとするときは、あらかじめその旨を会長に届け出なければならない。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の4分の3以上に当たる多数の決議により、これを除名することができる。この場合において、その会員に対し、その総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、決議の前に総会において弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 本会の名誉を著しくき損し、又は信用を失わせるような行為があったとき。
(2) この定款又は総会の決議に反するような行為があったとき。

- 2 会員を除名した場合は、除名した会員にその旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して3年以上なかったとき。
(2) 会員が解散し、又は死亡したとき。
(3) 総正会員が同意したとき。

(抛出金品の不返還等)

第 11 条 退会し、除名され、又は会員資格を喪失した会員が、退会し、除名され、又は会員資格を喪失する前に納入した会費その他の抛出金品は返還しない。

2 退会し、除名され、又は会員資格を喪失した会員であっても、在会中の義務を履行しなければならない。

第 3 章 総会

(構成)

第 12 条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(権限)

第 13 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会の基準及び会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 役員を選任又は解任
- (4) 役員等の報酬の支給及び費用の支弁に関する規程の制定
- (5) 基本財産への繰入れ及び処分等
- (6) 事業計画書及び収支予算書の承認
- (7) 事業報告及び決算の承認
- (8) 長期借入金等の同意
- (9) 定款の変更
- (10) 解散及び残余財産の処分
- (11) その他総会で決議するものとして法令で定められた事項

(開催)

第 14 条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は、毎年度 6 月に開催するものとする。

3 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に、開催するものとする。

- (1) 理事会が必要と認め、会長に対して、招集を請求したとき。
 - (2) 総正会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する正会員から会議の目的たる事項及び招集の理由を示して、会長に対して、招集の請求があったとき。
- 4 第 2 項の通常総会をもって、一般社団・財団法人法上の定時社員総会とする。

(招集)

第 15 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 総会を招集する場合には、正会員に対して、総会に付議すべき事項、総会の日時及び場所並びに総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることとする場合はその旨を示して、開催の日の 10 日前(会議に出席しない正会員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることとする場合は、2 週間前)までに、文書をもって通知を発しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、総会は、正会員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経

ることなく開催することができる。ただし、総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることとする場合はこの限りではない。

(議長)

第16条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選任する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 理事又は監事を選任する議案は、候補者ごとに、前項の決議を行う。

(書面表決等)

第19条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は代理権を証明する書面を提出して他の正会員を代理人としてこれに表決を委任することができる。この場合において、出席できない正会員は、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(決議の省略)

第20条 理事又は正会員が総会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第21条 理事が正会員の全員に対して、総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことにつき、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、それを保管しなければならない。

2 議事録には、議長及び出席した者の中から選任された2名以上の議事録署名人が、記名押印しなければならない。

第4章 役員及び顧問

(役員の種類)

第23条 本会に、次に掲げる役員を置く。

(1) 理事 10名以上18名以内

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を会長、1名を理事長、2名を副理事長とする。

3 前項の会長及び理事長をもって一般社団・財団法人法第91条第1項第1号の代表理事とする。

(役員を選任等)

第 2 4 条 役員は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、理事長及び副理事長は、理事会の決議によって、理事の中から選定し、又は解職する。
- 3 理事のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。監事についても同様とする。
- 4 理事については、他の同一の団体 (公益法人を除く。) の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数が、理事の総数の 3 分の 1 を超えるものであってはならない。監事についても、同様とする。
- 5 監事には、理事 (親族その他特殊の関係がある者を含む。) 及び使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
- 6 監事を選任に関する議案を総会に提出するには、監事の同意を得なければならない。
- 7 役員に異動があったときは、2 週間以内に変更の登記をし、登記事項証明書等を添えて、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第 2 5 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、本会の運営及び事業に関する重要事項を審議し、会務の執行の決定に参画する。

- 2 会長及び理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。会長及び理事長は、緊密に連携して、職務の執行と権限の行使にあたるものとする。
- 3 副理事長は、理事長を補佐する。
- 4 会長及び理事長は、毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 2 6 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び事務局職員に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 監事は、前 2 項及びこの定款で定めるもののほか、一般社団・財団法人法第 1 0 0 条から第 1 0 4 条までに規定する職務を行う。

(役員任期)

第 2 7 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した理事の補充として選任された理事の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。任期の満了前に退任した監事の補充として選任された監事の任期についても、同様とする
- 3 役員は、再任することができる。
- 4 役員は、辞任し、又は任期が満了した後においても、第 2 3 条の定める定数を欠く場合に

は、新たに選任された役員が就任するまでの間は、なお役員としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 28 条 役員は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議によって行わなければならない。

(顧問)

第 29 条 本会に、若干名の顧問を置くことができる。

2 顧問は、学識経験者の中から、理事会の決議を経て、会長が、任期を定めて委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じて意見を述べ、又は会議に出席して意見を述べることができる。

(報酬及び費用の弁償)

第 30 条 役員及び顧問は、無報酬とする。ただし、常勤の理事並びに特別な職務を執行した役員及び顧問に対しては、職務執行の対価として、総会において定める総額の範囲内で、総会において定める報酬の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

2 役員及び顧問には、その職務を行うのに必要な費用を支弁することができる。

3 前 2 項に関して必要な事項は、総会の決議によって別に定める役員等の報酬の支給及び費用の支弁に関する規程において定める。

第 5 章 理事会

(構成)

第 31 条 本会に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 32 条 理事会は、この定款に別段の定めがあるもののほか、次に掲げる職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、理事長及び副理事長の選定及び解職

(開催)

第 33 条 理事会は、次のいずれかに該当する場合に、開催するものとする。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事長以外の理事から、会議の目的たる事項を記載した書面をもって、理事長に対して、招集の請求があったとき。

(3) 監事から、一般社団・財団法人法第 101 条第 2 項に基づく招集の請求があったとき。

(4) 前 2 号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事又は監事が招集したとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、前条第 4 号の規定に基づき、理事又は監事が招集する場合を除き、理事

長が招集する。

- 2 前条第4号の規定に基づく場合は、その請求をした理事又は監事が招集する。
- 3 理事会を招集する場合には、理事及び監事に対して、理事会に付議すべき事項並びに理事会の日時及び場所を示して、開催の日の1週間前までに、文書をもって通知を発しななければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。理事長があたれないときは、副理事長がこれにあたる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第37条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案について異議を述べたときはこの限りではない。

(報告の省略)

第38条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第25条第4項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第39条 理事会の議事について、法令で定めるところにより、議事録を作成し、それを保管しなければならない。

- 2 議事録には、出席した代表理事及び監事が記名押印しなければならない。

第6章 地域少年警察ボランティア連絡協議会

(地域少年警察ボランティア連絡協議会)

第40条 東北、関東、中部、近畿、中国、四国及び九州の地域ごとに、正会員により構成される地域少年警察ボランティア連絡協議会を置く。

(地域少年警察ボランティア連絡協議会の活動)

第41条 地域少年警察ボランティア連絡協議会は、その地域における正会員の間及び本会与正会員との間の連絡を密にし、少年の非行防止及び健全育成のための活動を効果的に推進するため必要な活動を行う。

第7章 委員会

(委員会)

第42条 本会の事業の推進に資するため必要があるときは、理事会の決議を経て、委員会を置くことができる。

- 2 委員会は、理事長の諮問に応じて意見を具申するものとする。
- 3 委員会の委員は、学識経験者の中から、理事会の決議を得て、理事長が選任する。
- 4 委員会に関し必要な事項は、理事会の決議を得て、理事長が定める。

第8章 事務局

(事務局)

第43条 本会に、本会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長その他所要の職員を置く。
- 3 職員は、理事長が任免する。この場合において、事務局長の任免は、理事会の決議を経て行うものとする。
- 4 事務局に関し必要な事項は、理事会の決議を得て、理事長が定める。

第9章 資産及び会計

(資産の構成)

第44条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 公益法人の設立登記の日の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の種別)

第45条 本会の資産は、基本財産及び運用資産の2種類とする。

- 2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 公益法人の設立登記の日の財産目録中、基本財産の部に記載された財産
 - (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
 - (3) 総会において、基本財産に繰り入れることを決議した財産
- 3 運用資産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理等)

第46条 本会の資産は、理事長が管理し、その管理の方法は、理事会の決議を得て、理事長が定める。

- 2 基本財産のうち、現金は、確実な金融機関に預け入れ、若しくは信託銀行に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて保管しなければならない。
- 3 本会は、特別費用準備資金を有することができることとし、その設定、管理、使用等は、理事会において別に定める手続きによる。
- 4 贈与又は遺贈を受けて保有する株式又は出資にかかる議決権を行使する場合は、あらかじめ

め理事会において、決議について特別の利害関係を有する理事を除く、総数の理事の3分の2以上に当たる多数の同意を得なければならない。

(基本財産の処分)

第47条 基本財産は、やむをえない事由があるときは、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の同意を得て、その一部を処分し、又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

第48条 本会の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第49条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第50条 本会の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。事業計画書及び収支予算書を変更しようとする場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

3 第1項の書類については、法令で定めるところにより、毎事業年度開始の日の前日までに、行政庁に提出しなければならない。

(暫定予算)

第51条 やむを得ない事由により、前条第1項本文の手続きがとられず、予算が成立しないときは、理事長は、成立の日まで前事業年度の予算に準じて、収入し、又は支出することができる。この場合の収入又は支出は、その事業年度の予算による収入又は支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第52条 本会の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、理事長が次に掲げる書類を作成し、第1号から第3号までの書類については、監事の監査を受けた上で、理事会の決議を経て、通常総会に提出し、承認を受けなければならない。

(1) 事業報告及びそれらの附属明細書

(2) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにそれらの附属明細書

(3) 財産目録

(4) 役員の名簿

(5) 役員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(6) 運営組織及び事業活動の状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

2 前項の書類及び監査報告については、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。定款、会員名簿、法人の公益認定等に関する書類並びに総会及び理事会の議事に関する書類についても、主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

3 前2項の書類については、法令で定めるところにより、毎事業年度経過後3ヵ月以内に、行政庁に提出しなければならない。

(長期借入金等)

第53条 資金の借入れ(その事業年度の収入をもって償還するものを除く。)をしようとするとき、又は新たな義務の負担若しくは権利の放棄のうち重要なもの(収支予算書で定めるものを除く。)をしようとするときは、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数の同意を得なければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第54条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則(平成19年内閣府令第68号)第48条の規定に基づき、毎事業年度、事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第52条第1項第6号の書類に記載するものとする。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第55条 この定款は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の4分の3以上にあたる多数の同意を得て、変更することができる。

2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号。以下「公益法人認定法」という。)第11条第1項に掲げる変更をしようとするときは、法令で定めるところにより、その事項の変更について、行政庁の認定を受けなければならない。

3 同法第13条第1項に掲げる変更を行った場合は、法令で定めるところにより、遅滞なく、行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第56条 本会は、一般社団法人・財団法人法第148条に掲げる事由が生じたとき解散する。同条第3号の事由による場合は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の4分の3以上にあたる多数の同意を得たときでなければ解散することができない。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第57条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により本会が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)においては、公益目的取得財産残額があるときは、総会の決議を経て、これに相当する額の財産を、公益認定の取消しの日又は合併の日から1ヵ月以内に、公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第58条 本会が清算したときは、本会が清算時に有する残余財産は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の4分の3以上に当たる多数の同意を得て、公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第40条第1項に規定する公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 情報公開等

(情報公開)

第59条 本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動、運営等の状況を、積極的

に公開するものとする。

2 前項に関して必要な事項は、理事会の承認を得て、理事長が定める。

(個人情報の保護)

第60条 本会は、その業務の上で知り得た個人に関する情報の保護には、万全を期するものとする。

2 前項に関して必要な事項は、理事会の承認を得て、理事長が定める。

(公告の方法)

第61条 本会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告による公告ができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第12章 細則

第62条 この定款に定めるもののほか、本会の事業を執行するために必要な事項は、理事会の決議を得て、理事長が定める。

附 則

- 1 この定款は、設立許可のあった日(平成5年5月20日)から施行する。
- 2 本会の設立当初の役員は、第12条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとし、その任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、平成5年に開催される通常総会において選任された役員が就任するときまでとする。
- 3 本会の設立初年度及び次年度の事業計画及び収支予算は、第21条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 4 本会の設立初年度は、第36条の規定にかかわらず、設立許可のあった日(平成5年5月20日)から平成6年3月31日までの間とする。

附 則

この改正は、内閣総理大臣の認可のあった日(平成19年4月19日)から施行する。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号。以下「整備法」という。)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は、遠山敦子とし、理事長は、山田晋作とする。
- 3 この法人の設立の登記の日現在の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事	遠山敦子	山田晋作	加藤浩志	北村日照	春木達雄	福村 勉
	須藤哲夫	野々山密雄	多田雄一	横山隆也	持地俊勝	野口京子
	梶谷健二	牧野カツコ	水田龍二			

監事 吉岡棟憲 横山裕行

- 4 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記及び公益法人の設立の登記を行ったときは、第49条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。